

資料編

高森町環境保全条例

高森町環境審議会規則

高森町環境基本計画推進会議設置要綱

高森町環境審議会 諮問・答申

パブリックコメントへの意見及び回答

高森町環境審議会名簿

高森町環境基本計画推進会議名簿

計画策定の経過

用語解説

○ 高森町環境保全条例

平成 11 年 3 月 26 日条例第 5 号

改正

平成 24 年 12 月 7 日条例第 25 号

附則

私たち町民は、天竜川の河岸段丘のもたらす肥沃な土地と豊かな自然環境の恵みの中で、歴史と伝統を育んできた。

しかしながら、資源及びエネルギーの大量消費、廃棄物の大量発生を伴う近年の社会経済の発展は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、環境ホルモンや地球温暖化等、人類共通の生活基盤である地球環境までも脅かしている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営み、恵み豊かな環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、その環境を保全する責任と義務を担っている。

「地球の自然は次代に引き継ぐものでなく、次代の人々から借りているもので、汚さず返さなければならないもの」とする認識の下に、高森町町民憲章の「1. 自然を大切に豊かな緑と水のきれいな町をつくります」の創造に向けて、個々に、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたり、町民が健康で安全かつ快適な生活を営むための環境を保全することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境保全上において支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 事業活動及び人の活動に伴って発生する大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等によって人の健康と自然との調和が損なわれることをいう。
- (3) 環境基準 人の健康を保持し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準をいう。
- (4) 町民 高森町に住居を有する者及び高森町の区域に一時滞在する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、町民が健康で豊かな環境の恩恵を受けるとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は全ての者の適切な役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減されるよう、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることから、全ての事業活動及び日常生活は環境の保全に資するよう行われなければならない。
(町の責務)

第 4 条 町は、環境を保全し、環境への負荷を低減するため、必要な施策を講じなければならない。

2 町は、常に環境保全を図るため、公害の発生源、発生原因及び発生状況を監視するとともに調査し、結果が明らかになったときは、その状況を町民に公表しなければならない。
(町民の責務)

第 5 条 町民は、国、県又は町が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、自ら良好な生活環境を保全するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全すること。
 - (2) 事業活動において製品その他のものが廃棄物となった場合は、適正に処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄される段階において、廃棄物の減量等環境への負荷の低減を図ること。
 - (2) 再生資源、その他環境への負荷の低減に資する原材料及び役務等を利用すること。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、国、県又は町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する施策等

(施策の基本方針)

第 7 条 町は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

- (1) 公害がなく、人の健康を保護し、町民が安心して居住できる生活環境を保全すること。
- (2) 水、緑等が豊かである自然環境を保全し、かつ、環境の自然的構成要素である水、大気、土壌等を良好な状態に保持するとともに、資源を大切に、その有効利用等を促すことにより、環境への負荷を低減させること。

(3) 生態系の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつ、潤いと安らぎのある自然と人との共生を確保すること。

(4) 自然環境と一体となっている美しい景観や地域の歴史、文化の特性等を生かし、快適な生活環境を創ること。

(5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化等の地球環境問題及びその他の環境問題に対する町民等の自主的な学習等を啓発し、環境の保全に関する施策への町民の積極的な参加と実践活動を促すこと。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び指針

(2) 環境の保全に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるときは、高森町環境審議会の意見を聴かなければならない。また、環境基本計画を決定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基準)

第9条 町長は、高森町環境審議会の意見を聴き、水質汚濁等の環境基準を規則で定めることができるものとする。

(環境基準の遵守)

第10条 水質汚濁等の原因となるものを発生又は排出する者は、前条に規定する環境基準を遵守しなければならない。

第3章 環境の保全及び育成

(悪臭等を発生する物の燃焼の抑制)

第11条 何人も、ばい煙、有毒ガス及び悪臭等を発生するおそれのある物質の燃焼により、生活環境に支障を生ずるおそれのある場合は、焼却しないよう努めなければならない。

(不法投棄等の禁止)

第12条 何人も、公共の場所、道路、山林、河川敷及び空き地等に空き缶やタバコの吸い殻等をみだりに捨てたり、廃棄物を不法に投棄してはならない。

(埋立て及び焼却の抑制)

第13条 何人も、廃棄物の処理に当たっては、循環型社会を目指すよう、環境を保全し資源を保護するため、埋立てや焼却処分を最小限にとどめるよう努めなければならない。

(水質の汚濁防止)

第14条 何人も、排水処理に当たっては、河川浄化及び地下水の水質保全に努めなければならない。

(土壌への汚染防止)

第15条 何人も、土壌汚染を防止するため、汚染原因となる物質を埋め立てたり、投棄してはならない。

(大気汚染防止)

第16条 何人も、大気汚染防止のため、汚染物質を含む製品を使用しないよう心掛けるとともに、大気中に放出しないよう努めなければならない。

(騒音の防止)

第17条 何人も、近隣の静穏を害するような騒音を発生させないよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により近隣の静穏を害する騒音を発生させるおそれがあるときは、施設の位置、構造及び作業の方法等について、必要な措置を講じなければならない。

(自然の保護)

第18条 何人も、動植物の生態系を保護し、自然のもつ浄化循環作用を阻害しないよう配慮しなければならない。

(森林の保全と緑化)

第19条 何人も、生命の源である水資源を確保し、かつ、大気の浄化作用を高めるため、森林の保全と緑化に努めなければならない。

(環境教育の推進)

第20条 何人も、あらゆる機会をとらえ、環境の保全に関する正しい知識の習得に努めなければならない。

2 町長は、町民及び事業者が環境保全に対する理解を深め、活動を行う意欲が増進されるよう環境教育の推進に努めなければならない。

第4章 規制

(特定事業の届出)

第21条 公害を防止し、良好な環境を保全するため、県知事に届出の義務を有する事業を除く規則で定める事業（以下「特定事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した書類により町長に届け出て、環境保全施設について確認を受けた後でなければ、当該施設について工事に着手してはならない。

(1) 事業所の名称、所在地及び代表者の氏名

(2) 事業の種類及び規模

(3) 環境保全施設の構造又は処理の方法

(4) 前3号のほか、町長が必要と認める事項

2 前項の規定により届け出た事業を変更しようとする場合においては、同項の規定を準用する。

3 町長は、前2項の届出を受理したときは、速やかに、確認を行うものとする。

(事業計画の提出等)

第22条 町長は、事業者に対して、県知事に届出の義務を有する事業であっても、当該地域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、あらかじめ、当該事業に係る計画書等の提出及び事前説明、協議等求めるものとする。

(事前調査及び指導)

第23条 町長は、前2条の規定による計画書等の提出を受けたときは、速やかに、計画等について調査し、当該事業における公害の未然防止等について、必要かつ適切な指導を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による指導を行うに当たって、必要があると認めるときは、高森町環境審議会の意見を聴くことができる。

(勧告)

第24条 町長は、この条例に定める環境基準に適合しないもの及び公害の発生するおそれのあるものについては、当該事業者に対し、期限を定めて施設の改善若しくは防止設備の設置又は処理方法の改善等必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに、町長に届け出て検査を受けなければならない。

(措置命令)

第25条 町長は、前条の規定により勧告を受けた者が定められた期限内に当該勧告に係る措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令することができる。

2 前項の命令を受けた者が、当該命令に係る必要な措置を行ったときは、速やかに、町長に届け出て検査を受けなければならない。

3 町長は、第1項の規定により措置命令をしようとするときは、高森町環境審議会の意見を聴かなければならない。

(協定等)

第26条 第21条の規定による特定事業者及び公害の発生するおそれのある工場又は事業所を設置している者若しくは設置しようとする者のうち、町長が必要と認め、環境の保全に関する協定の締結を要請したときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

第5章 高森町環境審議会及び環境保全委員

(審議会の設置)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する必要な事項を調査審議するため、高森町環境審議会を設置する。

(環境保全委員の設置)

第28条 環境の保全及び育成の措置を推進するため、環境保全委員を設置する。

第6章 雑則

(苦情及び紛争の処理)

第29条 町長は、環境に関する苦情のある者又は紛争の当事者から和解等のあつせんの申出があつたときは、速やかに、実情を調査し、適切な解決に努めなければならない。

2 町長は、前項の規定により、苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、高森町環境審議会の意見を聴くことができる。

(報告の聴取及び立入調査)

第30条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告を求め、又は関係職員をして施設その他の物件等を立入調査させることができるものとする。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、必要なときは関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第7章 罰則

第32条 第25条第1項の規定による措置命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項及び第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第24条第2項又は第25条第2項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者若しくは同項に規定する検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

(3) 第30条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前2条の罰金刑を科する。

○ 高森町環境審議会規則

平成 14 年 8 月 22 日規則第 10 号

改正

平成 25 年 1 月 21 日規則第 1 号

平成 27 年 5 月 1 日規則第 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高森町環境保全条例（平成 11 年条例第 5 号）第 27 条の規定により、高森町環境審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、町長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 農業委員会の委員
- (3) 住民自治組織
- (4) 商工農業関係代表者
- (5) 女性代表者
- (6) 知識経験者
- (7) 公募により選任した者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は、妨げない。また、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、委員の互選により、会長、副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、諮問に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(関係人の出席)

第 7 条 審議会は、審議上必要がある場合は、審議に関する者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

○ 高森町環境基本計画推進会議設置要綱

平成 18 年 9 月 1 日要綱第 5 号

改正

平成 25 年 1 月 16 日要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高森町環境基本計画（平成 17 年 3 月制定）の進行管理を目的として、高森町環境基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し運営するために必要な事項について定める。

(任務)

第 2 条 推進会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進行状況の確認及び評価
- (2) 計画の実効性を高めるための町民・事業者・行政・各種団体ごとの取組み
- (3) 計画の定期的な見直しの検討
- (4) 前 3 号のほか、計画実施に当たり必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、町民・事業者の代表及び職員の代表によって組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員がその職を辞したときは、委員の職を失う。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に、委員の互選により、委員長、副委員長を各 1 人置く。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、環境水道課環境係において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

諮 問 書

3 高森環水第 8 5 4 号
令和 4 年 2 月 1 7 日

高森町環境審議会 会長 様

高森町長 壬生 照玄

「第 3 次高森町環境基本計画」について、高森町環境保全条例第 8 条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

令和 4 年 3 月 2 2 日

高森町長 壬生 照玄 様

高森町環境審議会
会長 大沢 悦男

令和 4 年 2 月 1 7 日付、3 高森環水第 8 5 4 号で諮問のありました「第 3 次高森町環境基本計画」について、下記のとおり答申します。

記

第 3 次高森町環境基本計画について

第 3 次高森町環境基本計画として妥当と認めます。

なお、審議会が出された意見は今後の計画の中で活かしていただきたい。

1. 1 人 1 日あたりのごみの排出量の少なさが全国上位とはいえ、燃やすごみは増加し続けているため、改めて分別意識の向上を図れるよう取り組んでいただきたい。
1. 生ごみ減量をより推進していただきたい。
1. 基本計画の進行管理をきちんと行う中で、個々の項目について実態を踏まえて問題点を把握し、適切に対応していただきたい。
1. これから増加する一人暮らしの高齢者等のごみ出し支援について、福祉部門と検討を進めていただきたい。

○ パブリックコメントへの意見及び回答

第3次高森町環境基本計画を策定するにあたり、素案を公表し意見募集を実施しました。その結果と提出された意見に対する考え方は以下のとおりです。

◆ご意見の募集期間：令和4年2月8日～3月9日

◆ご意見の受付件数：2件（2名）

■「第4章 具体的な目標と実施施策」に対するご意見(2件)

【質問意見 01】

(1) コラム「プラスチックごみの影響と対策」の「プラスチックの功罪」について (p. 4-24)

プラスチックには（ポリマーに加工しやすさ、柔らかさ、頑丈さ、色、紫外線カットなどの特性がプラスされる）添加剤として着色剤、芳香剤、可塑剤、充填剤、硬化剤、安定剤、滑剤、難燃剤、発泡剤、帯電防止剤、防カビ材、抗菌剤、などに及び有害である。添加されているだけで化学結合していないため容易に漏れ出してしまう。

健康被害の第一は内分泌かく乱物質で、細胞の新陳代謝、生殖、発育、行動、知能など主要な生体機能を司る生理活動物質である。血流に紛れ込み本物のホルモンに似た働きをして内分泌系のバランスを崩してしまう。極めて微量でも作用するので、胎児、子ども、妊婦など弱者に影響を及ぼす。

酸、油、高温に晒されると容易に溶け出してしまうので、食器、ペットボトルその他アルミ缶にもコーティングされているので、使用しない。健康被害について記すことで深刻さを認知してもらうことは非常に大切です。(参照「プラスチック・フリー生活 今すぐできる小さな革命」、シャンタル・プラモンドン、ジェイ・シンハ著)

こちらはコラムの欄になります。プラスチックの人体や生態系への影響が懸念されていることを書き加えます。

【質問意見 02】

(2) 「計画の目標 4.安全・安心な生活環境の維持」電磁波 5G クライシスについて (p. 4-22)

私は加藤やすこ著「5G クライシス」を読みました。電磁波の健康被害、環境への悪影響については、様々な意見があり確たる結論はまだ出されてはませんが、欧州においては大きな問題として、きちんとした対策が取られているようです。

日本に於いては1990年に電波防護指針という条例が定められはしましたが、一般的にはあまり知られていないのが現状のようです。それでも、地域によっては、すでに大規模な健康被害の出ている事例も報告されていて、設置場所についての規制を定めている自治体もあります。

町の環境基本計画の策定するに当たり、この事について検討の上、町としての指針なり対策を考え計画に盛り込んで行っていただきたく提言致します。

本を参考にしての提言です。

2020年より5G（第5世代移動通信システム）が運用されはじめた。これにより便利さと引き換えに5Gから発生する強力な電磁波による電磁波過敏症などの健康被害、動植物への

影響などが心配されています。

その対策として

- 1 電磁波の被害や影響を防ぐ為、基地局の設置場所については、地域住民との協議を行ってから設置する。
- 2 電波発生源の情報公開制度を設ける。
- 3 電磁波を防ぐ為の環境を奨励する。(防御樹木を植える・住宅の壁や窓に遮蔽フィルムを貼る。シールドペンキを塗るなどの対策)
- 4 家庭内で使用する電気製品は、長時間の使用を極力避ける。機器は身体から出来るだけ離して使用する事を提言する。
- 5 子供たちへの影響はより大きいので特に注意するよう提言する。
- 6 電磁波簡易測定器の紹介や斡旋により、電磁波に関心をもってもらうよう働きかける。

電磁波による健康被害について今までに町に問い合わせとか苦情などはありましたか？

又 樹木の葉が落下したり枯れたりすることや、鳥・昆虫・獣の生息数や生殖能力の減少などの報告はありましたか？

難しい問題ではありますが、電磁波による環境、健康保持に重大な影響が出ているとしたら避けては通れない重大な問題です。

該当のページでは、「町や町民、事業者は水質汚濁や大気汚染等の公害や人の健康や自然環境への影響を及ぼすおそれのある化学物質等の排出防止に努め、安全・安心な生活環境を維持します」とあるように、人の健康や生活等に悪影響がある既知の環境問題とともに、新たな環境問題も対象にしています。電磁波について総務省は、国際ガイドラインに準拠して、電波防護指針で十分な安全率を持った基準値を設定し、基準値以下であれば人体への悪い影響は認められないとしています。その一方で研究結果が十分に得られていない部分もあり、健康リスクに対してより正しい判断を下すため、世界保健機構WHOを中心として世界中で研究が進められているとしています。同ページの「町主体の手だて」に「新たな問題が発生した場合、早急に調査・情報収集します」とあるとおり、国等の電磁波が及ぼす影響等の研究動向や指針、基準、法規制等の最新状況を注視していきます。令和4年2月時点では、電磁波による健康被害や生物への影響について町に問い合わせや苦情、報告はありません。

○ 高森町環境審議会名簿

(敬称略)

任期：令和4年2月1日～令和6年1月31日

氏名	役職	所属等
町議会の議員	小平 一博	高森町議会議長
農業委員会の委員	宮下 道久	高森町農業委員会会長
住民自治組織	大沢 悦男	会長 高森町区長会（出原区長）
商工関係代表者	堀 正則	副会長 高森町商工会会長
商工関係代表者	中塚 美彦	下市田工業団地組合組合長
農業関係代表者	原 純子	みなみ信州農協女性部高森支部長
女性代表者	村澤 道代	高森町商工会女性部長
知識経験者	壬生 英文	『高森町の動植物』調査員
知識経験者	矢澤 民樹	令和2年度高森町環境保全委員会副委員長
知識経験者	林 まゆみ	前高森町議会議員産業建設委員
知識経験者	堀米 英徳	高森町小中学校校長会代表（高森北小校長）

○ 高森町環境基本計画推進会議名簿

(敬称略)

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

氏名	役職	所属等
三浦 喜久夫	委員長	高森町議会産業建設委員会委員長
中平 雅之	副委員長	高森町環境保全委員会委員長
矢澤 和彦		高森町自然愛護会副会長
宮下 裕次		高森町商工会副会長
中田 守彦		みなみ信州農協高森支所支所長
本島 靖之		高森町農業青年経営者協議会会長
関島 純子		たかもり環境塾代表
松岡 香代子		高森町小中学校教頭会代表（高森南小教頭）
萱津 佳奈恵		町民代表
大原 均		町民代表
橋本 光子		町民代表
松長 輝幸		町民代表

○ 計画策定の経過

実施日	実施・検討内容等
平成17年3月	高森町環境基本計画策定
平成27年7月	第2次高森町環境基本計画策定 「未来につなぐ ～豊かな自然や環境にやさしいまち～」
令和3年4～10月	・アンケート（小学生、中学生、町民）の実施 ・成果指標（H27～R2）および環境施策チェックシートのまとめ
11月24日	第1回高森町環境基本計画推進会議 ① 第3次環境基本計画について（趣旨・期間・進め方） ② 第2次環境基本計画の振り返り・評価 ③ 第3次環境基本計画策定について
12月17日	第2回高森町環境基本計画推進会議 第3次環境基本計画について ① 計画の柱・目標（取組み）内容の検討 ② 町主体（行政）として取り組む内容の検討 ③ 計画書の構成案について
令和4年1月26日	第3回高森町環境基本計画推進会議 第3次環境基本計画について ① 将来像について ② 計画の内容について
2月1日	第3次高森町環境基本計画（案）策定
2月8日～3月9日	町民の皆さんからの意見募集（パブリックコメント）
2月17日	高森町環境審議会 諮問
2月21日	第1回高森町環境審議会
3月22日	第2回高森町環境審議会 高森町環境審議会 答申
令和4年3月	第3次高森町環境基本計画策定

○ 用語解説

章	頁	用 語	解 説
1	1	ゼロカーボンシティ宣言	脱炭素社会に向けて、令和32（2050）年に温室効果ガスまたは二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることに取り組むことを表明した地方公共団体のことをいいます。令和3年11月現在、全国で40都道府県、295市、14特別区、119町、24村。長野県内では高森町の他に白馬村、池田町、小谷村、軽井沢町、立科町、南箕輪村、佐久市、小諸市、東御市、松本市、上田市、伊那市、飯田市の14自治体。
1 4	1 12	生物多様性	生物多様性は、①同じ種であっても遺伝子が異なる遺伝的多様性、②さまざまな種が存在する種の多様性、③さまざまな生態系が存在する生態系の多様性の3つに大きく分けられます。さらに生態系が形成する景観の多様性を4つめの生物多様性とすることもあります。食物連鎖などの生物間の相互関係と、それを取り巻く大気、水、土壌などの要素が網の目のように相互に関係して作り出される物質循環やエネルギーの流れに支えられる「システム」のことです。互いに関連を持ちながら安定が保たれているため、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもあります。
1 4	1 13	人獣共通感染症	人と動物が同じウイルスや病原菌等により罹患する共通の感染症です。イヌ（狂犬病）、キツネ（エキノコックス症）、アジ等（アニサキス）、カモ類等の渡り鳥（鳥インフルエンザ）の他、脊椎動物以外のダニ（ツツガ虫病、ライム病）やコガタアカイエカ（日本脳炎）も人獣共通感染症に含まれます。
1	1	ワンヘルス	人獣共通感染症を予防して人の健康を守るためには、野生生物やペット、家畜といった動物が健康であることが必要です。また、野生生物が生息する生態系が健全であることが必要です。このように人と動物と生態系の3つの健康の健全さをひとつとして考えるのがワンヘルスです。
1 4	1 12	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、それを取り巻く大気、水、土壌などの要素が網の目のように相互に関係して作り出される物質循環やエネルギーの流れに支えられる「システム」のことです。互いに関連を持ちながら安定が保たれているため、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもあります。
1		SDGs（エスディーゼーズ）	「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）は、平成27年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030ジェンダ」の中核をなす目標をいい、令和12年までに環境・経済・社会の各側面で達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成されています。
2	3	環境省レッドリスト 長野県レッドリスト	環境省レッドリストは、絶滅の危機に瀕している国内の野生生物のデータベースであり、おおむね5年ごとに見直されています。長野県レッドリストは県内に生息・生育する野生生物を対象とし、長野県版レッドリストとして動物編と植物編が公表されています。
2	5	BOD	生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）のことで、水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される溶存酸素量をBODとして表します。BODが高いと有機汚濁が進んでいることを示しています。
2	6	光化学オキシダント	物の燃焼によって発生する窒素酸化物と、自動車、石油化学工業、有機溶剤の使用過程などから排出される炭化水素とが、大気中で紫外線に当たり複雑な光化学反応をおこして生成される酸化性物質の総称で、オゾンを主成分とする二次汚染物質です。日差しが強くなる春から夏にかけての日中に濃度が高くなり、目を刺激してくしゃみや涙が出たりするほか、植物の葉を白く枯らしたりします。
2	7	酸性雨	二酸化硫黄（SO ₂ ）や窒素酸化物（NO _x ）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与えます。大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、pH5.6以下が酸性雨の一つの目安となります。
2	8	微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊している物質のうち粒径が10μm以下の粒子を浮遊粒子状物質（SPM）として、環境基準が定められています。浮遊粒子状物質の中でも粒径2.5μm以下の粒子を微小粒子状物質（PM2.5）と呼び、粒径が小さいため肺の奥深くまで入りやすいことから、近年、その健康影響が懸念されています。PM2.5は、工場や自動車などの発生源から直接排出される粒子（一次生成粒子）だけでなく、発生源から排出されたガス状の物質が、大気中で化学反応することによって生じた粒子（二次生成粒子）が多く含まれます。発生源としては、人為起源のものだけでなく、土壌粒子・海塩粒子・火山噴煙などの自然起源のものもあります。
2 4	17 15	景観形成住民協定	地域の優れた景観を守り育て、次世代に引き継いでいくために、地域住民が一定区域の建物の色彩、形態等の外観や緑化等に関し、自主的な目標やルールを定め景観を守る取り組みとして締結する協定のことです。長野県景観条例では、平成17年の改正により景観育成住民協定に名称変更しましたが、飯伊地区の協議会等では、景観形成住民協定としていることから、本計画では景観形成住民協定としています。
3	1	マイクロプラスチック	海洋を漂うプラスチックごみが劣化・破砕して5mm以下の細片になったものをマイクロプラスチックといいます。この他、歯磨きや洗顔料、化粧品等の生活用品等のなかに入っているマイクロビーズや、プラスチック製品を製造するための原料である米粒大のプラスチック粒（レジンペレット）がマイクロプラスチックとなります。

章	頁	用語	解説
4	15	バイオマス	生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のことです。バイオマスの種類には、1. 廃棄物系バイオマス (廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥等)、2. 未利用バイオマス (切捨て間伐材、稲わら、麦わら、もみ殻等)、3. 資源作物[エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物] (さとうきび、トウモロコシ等) があります。
4	2	地球温暖化防止実行計画	地球温暖化防止対策の推進に関する法律により規定されている計画で、「事務事業編」は地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定し、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるよう求めたもので、すべての地方公共団体において策定義務があります。「区域施策編」は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画を策定するものです。都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務があり、都市計画や農業振興地域整備計画等は、本計画との連携に配慮することとされています。その他の地方公共団体については、策定の努力義務となっています。
4	2	家庭エコ診断制度	地球温暖化や省エネ家電などに関する知識を持った診断士が、各家庭の実情に合わせた実行性の高い省エネ提案やアドバイスを行う環境省の制度です。エコ診断ソフトを用いた「うちエコ診断」と、独自の家庭向けエコ診断ソフトを用いた「独自の家庭向けエコ診断」の2つがあります。
4	2	温室効果ガス	地表から放出された赤外線の一部を遮る気体の総称で、二酸化炭素の他、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素などがあります。
4	3	エコカー	ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車といった環境に配慮した自動車を指します。
4	3	ZEH (ゼッチ)	「Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称で、省エネや太陽光発電等による創エネ、断熱構造により空調・給湯・照明・換気等のエネルギーをおおむねゼロ以下にする住宅のことです。
4	3	ZEB (ゼブ)	「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」です (経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」(平成27年12月))。
4	4	南信州いいむす21	事業所の実状に合わせて環境改善活動を実施する南信州地域版の環境マネジメントシステムです。取組みレベルは初級、中級、上級、ISO14001南信州宣言の4つレベルがあります。
4	4	雨水タンク	雨水を貯めるための容器のことをいい、建物の屋根に降った雨の排水用の樋につないで雨水を貯める形式が一般的です。花壇の水等に雨水を使うことにより上水道の使用量が減るため、水資源の保全や浄水工程のエネルギーの削減にもつながります。
4	6	未利用材・端材	未利用材とは、間伐等により伐採されたものの搬出されずに未利用のままの山に残された伐採木や、搬出されたものの製品として使用されなかった伐採木のことをいいます。端材とは、木材の製品加工の際に発生する製品以外の未利用部分をいいます。
4	7	森林の環境保全機能	森林には、動植物の生息・生育場の提供、地下水の涵養、洪水の調節、表土の流失防止、自然景観の形成、そして森林浴やレクリエーションの場の提供等のさまざまな環境保全機能があります。
4	9	農地の多面的機能	水田は雨水を一時的に貯めて洪水を調節したり、動植物の生息・生育場を提供したりする他、農村景観の形成といったさまざまな機能があります。
4	10	ジビエ	狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味するフランス語です。ジビエを利用する機会や場所が増えることで、シカやイノシシなど有害鳥獣の駆除につながる事が期待されます。
4	12	指標種	生物の種によって必要とする環境が異なることから、その生息・生育状況を調べることで環境の状況を知ることができる生物種のことです。たとえば、カワガラの幼虫が生息している河川は「きれいで冷たい水」であることを示しています。この他に、生態系の上位にあって行動圏が広い上位種 (猛禽類等)、国内外や国内の地域を移動して生息する移動種 (ハクチョウ類等)、地域に限定して分布したり地域で保護活動を行っていたりする地域種 (ツメレンゲ等)、⑤姿形が美しく、興味深い習性をもっていたりすることで多くの市民が関心・共感を寄せたりする象徴種 (ゲンジボタル等) も指標種といえます。
4	13	特定外来生物	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法) により指定された生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れのある外来種です。特定外来生物は飼育、栽培や輸入、野外へ放逐等が禁止されています。

章	頁	用語	解説
4	18	てまえどり	てまえどり（手前取り）は、商店の商品棚等の手前にある食品や食材等を選ぶ取組みです。てまえどりすることにより賞味期限・消費期限を過ぎることなく消費できるため、食品ロスの発生を抑制することができます。
4	18	30-10運動	会食等では料理を適量注文し、開始後30分間は席をたたずに料理を楽しみ、終了前10間は自分の席に戻って料理を食べることにより食べ残しを減らす取組みです。
4	19	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」	ごみ収集日やごみ・資源物の分け方・出し方、ごみ持ち込み施設等に関する情報を知ることができるスマートフォンのアプリです。
4	20	BDF	バイオディーゼル（Bio Diesel Fuel）の略称で、廃食用油を原料にして生成した軽油の代替燃料です。軽油よりも硫黄化合物の排出が少ないため、ディーゼル車の排気ガス対策としても有効です。トラック、バスや工事用重機、農業用トラクター等の燃料として利用が期待されます。
4	21	マニフェスト制度	産業廃棄物の処理を委託する際、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名等を記したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、産業廃棄物が適正に処理されていること確認する制度です。
4	25	ビオトープ	ギリシャ語のBio（生き物）とTopos（場所）を合わせた造語で、バランスのとれた生態系が成り立っている空間のことをいい、ドイツで自然環境を活かした都市計画の用語として用いられたことから、ドイツ語読みのビオトープが使われています。ビオトープは本来その地域にある“良質な身近な自然”を指しますが、小中学校や保育所等の敷地内に人工的に地域の自然を再生して、環境教育等に利用する学校・園庭ビオトープが全国各地で増えています。
4	27	5R	ごみの発生量を減らすReduce（リデュース）、再使用するReuse（リユース）、再生利用するRecycle（リサイクル）の3Rに、過剰包装等を断るRefuse（リフューズ）と修理して使うRepair（リペア）の2Rを加えた5つの取組みです。



高森町環境基本計画



第3次高森町環境基本計画

令和4年3月

編集・発行	高森町役場環境水道課
住 所	〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1
電 話 番 号	0265-35-9409
F A X	0265-35-6854
E - メ - ル	kansui@town.nagano-takamori.lg.jp
ホームページ	https://www.town.nagano-takamori.lg.jp